

## 学校法人明治大学寄付者顕彰制度の実施について

平素より、本学にご支援をいただき、誠にありがとうございます。このたび、「未来サポーター募金」や「教育振興協力資金」を始めとする各種寄付制度への寄付の総累計額を基準とした、新しい寄付者顕彰制度を開始することとなりました。制度の内容は下記をご覧ください。なお、対象の方には、順次お知らせをお送りいたします。

皆さまからの寄付金は、本学の教育研究の発展のため、有効に活用させていただいております。今後とも引き続きご支援くださいますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1 顕彰対象者選出基準

- (1) 学校法人明治大学が募集する各種寄付制度への寄付の累計額が、所定の金額に達した個人。
- (2) 顕彰の対象者は、前年度末までの寄付の累計額を基準として年度ごとに決定します。
- (3) 累計額の計算は、原則として創立120周年記念事業募金以降に受け入れた寄付を対象とします。

#### 2 顕彰内容

- (1) 顕彰は、名誉称号の贈呈と各種礼遇により行います。
- (2) 名誉称号の基準は次の表のとおりです。

寄付の累計額	名誉称号の種類
1億円以上	特別紫紺（とくべつしこん）賛助員
1000万円以上	紫紺（しこん）賛助員
500万円以上	暁鐘（あけのかね）賛助員
100万円以上	白雲（しらくも）賛助員

- (3) 各種礼遇は次のとおりです。

- ① 学内諸行事へのご招待（ご招待する行事は、称号により異なります）
  - ② 学内刊行物の贈呈
  - ③ 時節の挨拶状の送付
  - ④ 季刊「明治」への芳名掲載（暁鐘賛助員以上）
  - ⑤ 寄付者総合銘板への芳名掲載（紫紺賛助員以上）
- ※ 本学役員・専任教職員は、一部礼遇の対象外となります。
- ※ 礼遇の内容は予告なく変更する場合があります。

本件に対するお問い合わせ先  
明治大学 募金室 03-3296-4057・4059